



長野県報

3月30日(月)
令和8年
(2026年)
第696号

目次

規則

- 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員総務課） 3
- 被服貸与規則の一部を改正する規則（職員総務課） 3
- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（情報公開・法務課） 5
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課） 5
- 長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則（医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課） 6
- 長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課） 6
- 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障がい者支援課） 7
- 長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則（障がい者支援課） 9
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障がい者支援課） 10
- 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） 11
- 長野県希少野生動植物保護条例施行規則及び長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ゼロカーボン推進課、自然保護課） 11
- 長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（水道・生活排水課） 11
- 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（資源循環推進課） 12
- 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（産業技術課） 12
- 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課） 25
- 長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則（信州の木活用課） 25
- 長野県都市公園規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課） 26
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課） 27
- 長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課） 27
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課） 28
- 教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育政策課） 28
- 長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（教育政策課） 29
- 教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課） 29
- 長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（教育政策課） 29
- 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課） 30
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課） 30
- 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課） 30
- 長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課） 31
- 特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（特別支援教育課） 32

告示

- 地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正（地域振興課） 33
- 指定公金事務取扱者の名称変更の届出（税務課） 33
- 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続の廃止（情報公開・法務課） 33
- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課） 33
- 長野県福祉のまちづくり条例第14条第2項に規定する目標となる基準の一部改正（地域福祉課） 34
- 食品衛生法に基づく食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令に基づく食品衛生監視員養成施設の変更の届出（食品・生活衛生課） 34
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（水道・生活排水課） 34

電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	35
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	36
地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託（交通指導課）	36
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（5件）（道路管理課）	37
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	39
公 告	
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（水道・生活排水課）	40
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	40
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	40
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	41
特定調達契約に係る落札者の決定（6件）（特別支援教育課）	42
訓 令	
長野県職員服務規程の一部改正（人事課）	45
長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課、特別支援教育課）	48
正 誤 （産業立地・IT振興課）	
（会計課）	52

規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「。以下「令」という。）第10章」を「」第11章」に、「以下本条中」を「次号及び第3号において」に改め、同項第3号中「令第10章」を「地方自治法施行令第11章」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員総務課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表の1の員数の欄が1着である品目のうち、作業服（夏期用に限る。）、夏期用作業シャツ、作業服、作業上衣、白衣及び制服（夏期用に限る。）に係る員数は、最初に貸与する場合に限り、2着とする。

第6条第2号中「職員欄」を「貸与対象者の欄」に改める。

別表の1の(1)の項中 「 冬期用 1着 3年 」を 「 冬期用 冷却機能付き作業服 1着 3年 」に改め、同1の(2)の項中

「 作業服 2着 2年 」を 「 作業服 冷却機能付き作業服 2着 2年 1着 2年 」に改め、同1の(3)の項中

「 作業帽子 1個 4年 」を

「 作業帽子 1個 4年 冷却機能付き作業服 1着 2年 議会事務局総務課の職員に限る。 」に改め、同1の(5)の項中

「 作業服 2着 2年 」を 「 作業服 冷却機能付き作業服 2着 2年 1着 2年 」に改め、同1の(15)の項中

「 作業服又は白衣 2着 2年 」を

「 作業服又は白衣 2着 2年 冷却機能付き作業服 1着 2年 波田学院の職員に限る。 」に改め、同1の(17)の項中

「	作業上衣	1着	2年	」	を									
「	作業上衣	1着	2年	」	に改め、同1の(18)の項中	社会福祉法第15条第3項又は第4項に規定する業務に常時従事する職員に限る。								
	作業ズボン	1着	2年	」										
「	作業服	2着	2年	」	を	「	作業服 冷却機能付き作業服	2着 1着	2年 2年	に改め、同1の(18の2)の項中				
「	作業服	1着	2年	」	を	「	作業服 冷却機能付き作業服	1着 1着	2年 2年	に改め、同1の(22)の項中				
「	白衣	2着	2年	」	を	産業労働部の現地機関の職員 で作業服を貸与されたものを 除く。								
「	冷却機能付き作業服	1着	2年	」	に改め、「健康福祉部及び」及び「(総合リハビリテーショ ンセンターを除く。)」を削り、同1の(24)の項及び(24の2)の項中	健康福祉部の現地機関の職員 を除く。								
	白衣	2着	2年	」			産業労働部の現地機関の職員 で作業服を貸与されたものを 除く。							
										作業服	3着	1年	」	を
「	作業服 冷却機能付き作業服	3着 1着	1年 2年	」	に改め、同1の(25)の項中	「	作業服	1着	2年	」	を			
「	作業服 冷却機能付き作業服	1着 1着	2年 2年	」	に改め、同1の(31)の項及び(31の2)の項中									
「	雨衣	1着	3年	」	を	「	冷却機能付き作業服 雨衣	1着 1着	2年 3年	」	に改め、同1の(32の2)の項中			
「	整備作業服	2着	1年	」	を	「	整備作業服 冷却機能付き作業服	2着 1着	1年 2年	」	に改め、同1の(38)の項中			
「	作業服	1着	2年	」	を	「	作業服 冷却機能付き作業服	1着 1着	2年 2年	」	に改め、同1の(39)の項中			
「	作業服又は白衣	2着	3年	」	を	「	作業服又は白衣 冷却機能付き作業服	2着 1着	3年 2年	」	に改め、同1の(40)の項中			
「	作業服又は白衣	2着	2年	」	を	「	作業服又は白衣 冷却機能付き作業服	2着 1着	2年 2年	」	に改め、同1の(43)の項中			

「作業服」	2着	2年	を	「作業服 冷却機能付き作業服」	2着 1着	2年 2年	に改め、同1の(44)の項中
「作業服」	2着	3年	を	「作業服 冷却機能付き作業服」	2着 1着	3年 2年	に改め、同1の(45)の項中
「作業ズボン」	2本	3年	を	「作業ズボン 冷却機能付き作業服」	2本 1着	3年 2年	に改め、同1の(46)の項中
「作業ズボン」	3本	2年	を	「作業ズボン 冷却機能付き作業服」	3本 1着	2年 2年	に改め、同1の(47)の項中
「作業ズボン」	2本	4年	を	「作業ズボン 冷却機能付き作業服」	2本 1着	4年 2年	に改め、同1の(48)の項中
「雨衣」	1着	2年	を	「冷却機能付き作業服 雨衣」	1着 1着	2年 2年	に改め、同1の(49)の項中
「作業服」	2着	2年	を	「作業服 冷却機能付き作業服」	2着 1着	2年 2年	に改め、同2の(13)の項中「花田養護学校又は稲荷

山養護学校」を「稲荷山支援学校又は花田支援学校」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員総務課

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第17号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成4年長野県規則第31号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

情報公開・法務課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(入所者に対して行うことを要しない健康診断)」に改め、同条第1項中「は、」を「又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条に規定する健康診査は、」に、「とする」を「又は健康診査（次項において「健康診断等」という。）とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 乳幼児に対する市町村における健康診査

第2条第2項中「健康診断が」を「健康診断等が」に、「掲げる健康診断の」を「掲げる健康診断等の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は 臨時の健康診断

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第19号

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則

(長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県公衆衛生専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「卒業証書」の次に「及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第131条の2に規定する専門士の称号」を加える。

(長野県須坂看護専門学校管理規則の一部改正)

第2条 長野県須坂看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「卒業証書」の次に「及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第186条の3に規定する高度専門士の称号」を加える。

(長野県福祉大学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「専門士」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第131条の2に規定する専門士」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長野県公衆衛生専門学校管理規則の規定、第2条の規定による改正後の長野県須坂看護専門学校管理規則の規定及び第3条の規定による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

医師・看護人材確保対策課
地域福祉課
健康増進課

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同項第4号中「第14条第1項第1号」を「第14条第2項」に改め、同項第6号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別表第3の(6) 移動等円滑化経路の項中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地域福祉課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中 「便宜の供与（第4条—第9条）」「診療（第4条—第11条）」を「診療（第10条—第17条）」に、「第18条・第19条」を「第19条・第20条」に改める。

第1条中「第12条」を「第11条」に改める。

第3条中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に、「便宜の供与及び同条第2号」を「診療のうち入所診療及び同項第2号」に、「診療のうち入所診療」を「便宜の供与」に改め、同条の表の便宜の供与の項中「。以下この条及び次条において「法」という。」を削り、「法第5条第8項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項」に、「法第5条第10項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項」に改め、同項の前に次のように加える。

入所診療	80人
------	-----

第3条の表の入所診療の項を削る。

第2章を削る。

第3章中第10条を第4条とする。

第11条中「の各号」を削り、同条を第5条とし、第12条を第6条とし、第13条を第7条とする。

第14条第1項中「者（）」を「者（第12条に規定する）」に、「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条を第8条とし、第15条を第9条とする。

第16条の前の見出しを削り、同条中「別表の3」を「別表の2」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「次条において「食事療養費算定表」を「同条において「食事療養費算定表」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「(料金の特例等)」を付し、第17条を第11条とする。

第3章を第2章とする。

第19条を第20条とする。

第18条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第8条第1項の規定により入所した者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 入所診療の必要がなくなったとき。

イ 診療上、転所、転地療養等の必要があるとき。

第18条第2項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定により入所措置者に退去を命ずるときは、あらかじめ、当該入所措置者の入所措置に係る市町村長と協議するものとする。

第18条を第19条とする。

第4章の前に次の1章を加える。

第3章 便宜の供与

(対象者)

第12条 センターで便宜の供与を受けることのできる者は、障害者であつて、次に掲げるもの（次条及び第15条において「対象者」という。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者であつて、センターを利用することが適当であると所長が認めたもの

(2) 前号に掲げる者のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する便宜の供与を受けようとする者であつて、センターを利用することが適当であると所長が認めたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する便宜の供与を受けようとする者

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定による入所措置を受けた者であつて、所長が許可したもの（利用期間）

第13条 対象者のうち前条第4号に該当するもの（以下「入所措置者」という。）の利用期間は、3年以内において所長が定める期間とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、2年を限度として延長できるものとする。

(利用手続)

第14条 センターで便宜の供与を受けようとする者は、施設利用申込書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

(契約)

第15条 対象者のうち第12条第1号又は第2号に該当するものと所長とのセンターの利用に関する契約については、別に定める。

(誓約書の提出)

第16条 入所措置者は、入所の際成年者で独立の生計を営む身元引受人と連署した誓約書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

(退所の手続)

第17条 入所措置者が利用期間の途中で退所しようとするときは、所長に願い出て、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定による承認を行うときは、あらかじめ、当該入所措置者の入所措置に係る市町村長と協議するものとする。

(訓練の種類等)

第18条 センターにおける訓練の種類は、生活訓練、機能訓練、職能訓練及び職業訓練とし、生活訓練、機能訓練及び職能訓練は別に定めるところにより、職業訓練は次に掲げるところにより行う。

- (1) 能力開発科
- (2) 電算事務科
- (3) 経理事務科
- (4) 園芸科
- (5) 縫工芸科
- (6) 木工芸科
- (7) 自動車運転科
- (8) クリーニング科

2 前項各号に定めるもののほか、所長は、必要に応じ別の訓練科目を設けることができる。

様式第3号及び様式第4号を削る。

様式第2号中「(第7条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号中「(第6条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第1号) (第8条関係)

入 所 診 療 申 込 書

ふりがな 氏名		性別	男 女	生年月日	年 月 日
入所希望年月日	年 月 日				
住 所					
付添人を必要とする場合はその理由					
年 月 日					
住所 申込者 氏名 患者との続柄 電話 ()					
長野県立総合リハビリテーションセンター所長 殿					

(様式第2号)(第8条関係)

保 証 書

患者氏名

患者の保護者

氏 名

患者との続柄

(患者氏名)が貴センターに入所して診療を受けることを許可されましたので、入所診療費その他貴センターに支払うべき経費は、同人(同人の保護者)が支払いができない場合は、貴センターが別に定める額を限度として私が支払うことを約します。

年 月 日

住 所

保証人

氏 名

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 殿

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第22号

長野県総合リハビリテーション事業財務規則の一部を改正する規則

長野県総合リハビリテーション事業財務規則(令和5年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第20号中「/車賃」を「等」に、「料金・距離」を「料金」に、

「 運転 同乗 」	を	「 付随す る費用 (円) 」	「 運転 同乗 」	に、「(宿泊料)」を

「(宿泊料・包括宿泊費)」に、「宿泊料()」を「宿泊料・包括宿泊費()」に改める。

様式第22号中「上 限 額」を「上限額等」に、「車 賃」を「使用代」に、「宿

泊料・」を「宿泊料等・」に、「(宿泊料)」を「(宿泊料等)」に、「宿泊料」を「宿泊料等」に、「/車賃」を

「等」に、	特別車両等区間 料金・距離 (片道表示)	を	特別車両等区間 料金 (片道表示)	付随する費用 (円)	に、「扶養親族氏名」

を「同居家族氏名」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の長野県総合リハビリテーション事業財務規則(次項において「改正後の規則」という。)様式第20号の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 改正後の規則様式第22号の規定は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、同日前に採用された職員又は同日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第23号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「は、」を「又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条若しくは第13条に規定する健康診査は、」に、「とする」を「又は健康診査(次項において「健康診断等」という。)とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 乳児又は幼児に対する市町村における健康診査

第8条第2項中「健康診断が」を「健康診断等が」に、「掲げる健康診断の」を「掲げる健康診断等の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる健康診査 通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号のうち「この号及び第13条第2号のアの(イ)において」を削る。

第8条第1項中「は、」を「健康診断又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条若しくは第13条に規定する健康診査は、」に、「とする」を「又は健康診査(次項において「健康診断等」という。)とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 乳幼児に対する市町村における健康診査

第8条第2項中「健康診断が」を「健康診断等が」に、「掲げる健康診断の」を「掲げる健康診断等の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の下高井郡山ノ内町の項中「山ノ内町子育て支援センター 東小児童クラブ」を「東小児童クラブ」に改める。

別表第2の北安曇郡池田町の項の次に次のように加える。

下高井郡山ノ内町	山ノ内町子育て支援センター 山ノ内町 教育支援センター	開所している日
----------	--------------------------------	---------

別表第3の小諸市の項中「小諸病院介護医療院」を「小諸病院介護医療院 グループホームせせらぎ」に改め、同表の茅野市の項中「はなみずき パストレーⅡ」を「はなみずき」に改め、同表の北佐久郡軽井沢町の項中「浅間学園からまつあゆみ 浅間学園からまつきずな 軽井沢知育園グループホームミズナラ 浅間学園からまつひばり」を「浅間学園からまつ追分 軽井沢知育園グループホームミズナラ」に、「グループホームかるいざわ敬老園 社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会くにちゃん家」を「グループホームかるいざわ敬老園」に、「サービス付き高齢者向け住宅ここわ軽井沢」を「ふれあい軽井沢」に改める。

別表第7の1の諏訪郡下諏訪町の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県希少野生動植物保護条例施行規則及び長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県希少野生動植物保護条例施行規則及び長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

- (1) 長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年長野県規則第63号）第6条第3号のア及び第7条第1項第2号のA
- (2) 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則（令和6年長野県規則第6号）第9条第2号のイ

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

ゼロカーボン推進課
自然保護課

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第37号中「/車賃」を「等」に、「料金・距離」を「料金」に、

運転 同乗	を	付随する費用 (円)	運転 同乗	に、「(宿泊料)」を

「(宿泊料・包括宿泊費)」に、「宿泊料()」を「宿泊料・包括宿泊費()」に改める。

様式第39号中

上限額	を	上限額等	に、	車賃	を	使用代	に、「宿
-----	---	------	----	----	---	-----	------

泊料・」を「宿泊料等・」に、「(宿泊料)」を「(宿泊料等)」に、「宿泊料」を「宿泊料等」に、「/車賃」を「等」に、

特別車両等区間 料金・距離 (片道表示)		特別車両等区間 料金 (片道表示)	付随する費用 (円)
	を		

に、「扶養親族氏名」

を「同居家族氏名」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の長野県流域下水道事業財務規則様式第37号の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の長野県流域下水道事業財務規則様式第39号の規定は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、同日前に採用された職員又は同日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

水道・生活排水課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第27号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第47条中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

資源循環推進課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第28号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項を次のように改める。

繊維			円
1 繊維試験	(1) 繊維、糸又は高分子材料の強伸度試験	1 件	2,400
	(2) 布はく		
	ア 静電気試験	"	2,100
	イ 通気性試験	"	1,900
2 染色試験		"	4,800

別表の木工の項中	「	2,700	「	2,800	に、
		1,000	を	1,100	
	」	1,200	」	1,400	

「	(4) 低温特性試験	1 時間	」	3,600	を
	(5) 振動モード測定試験	1 件		7,300	

「	(4) 振動モード測定試験	1 件	」	7,600	に、
---	---------------	-----	---	-------	----

「	(1) 塗料物理的性質試験	”	」	700	を
	(2) 塗膜物理的性質試験	”		700	
3 製品強度試験		”	3,200		」

「	(1) 塗料物理的性質試験	”	」	800	に改め、同表の機械金属の項中
	(2) 塗膜物理的性質試験	”		800	

「	1,700	「	1,800
	2,100		2,200
	2,300		2,500
	1,900		2,000
	4,400		4,600
	2,600		2,700
	4,500		4,700
	2,300		2,400
	4,100		4,300
	5,500		5,700
	7,100		7,400
	2,400	を	2,500
	3,500		3,700
	1,900		2,000
	4,800		5,000
	8,400		8,600
	8,200		9,400
	14,000		18,000
	12,000		13,000
	15,000		20,000
	28,000		38,000
	6,300		6,500
	20,000		21,000
	5,500		6,100

「	2,000	「	2,200
	7,300	を	7,300
	3,200		3,400
	2,100	」	2,400

「	ア 引張圧縮曲げ疲労試験機によるもの				
	(ア) 試験周波数が100ヘルツを超えるもの	1件(100万回までごとに1件とする。)	9,600	を	
	(イ) 試験周波数が100ヘルツ以下のもの	1時間	5,100		」

「	ア 引張圧縮曲げ疲労試験機によるもの	1時間	5,200	に、	」
---	--------------------	-----	-------	----	---

	5,700	「	5,900
	7,000		7,400
	7,700		8,100
	11,000		11,000
	3,100		3,200
	7,700		8,000
	19,000		19,000
	7,900	を	8,100
	16,000		16,000
	3,100		3,200
	9,000		9,300
	18,000		19,000
	125,000		128,000
	122,000		125,000
	120,000		123,000
		」	」

「	3,300	「	3,500
	3,400		3,500
	7,200		7,500
	2,400	を	2,600
	4,000		4,400
	2,000		2,200
	3,800		4,100
	3,000		3,200
		」	」

「	(5) 走査型レーザー顕微鏡によるもの				
	ア 常温観察	”	2,300	を	
	イ 高温観察	”	4,400		
	(6) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの				」

「	(5) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの			に、	「	126,000	」	を	「	127,000	」
---	--------------------------	--	--	----	---	---------	---	---	---	---------	---

「	(7) デジタル顕微鏡によるもの	”	1,200	を	
に、	(8) 極低加速電圧走査型電子顕微鏡によるもの				」

「 1,700 1,400 4,400 」	に、	「 2,000 1,100 」	を	「 2,100 1,100 」	に、	「 4,400 1,700 」	を
-----------------------------------	----	--------------------------	---	--------------------------	----	--------------------------	---

「 4,500 1,700 」	に、	「 2,200 2,500 2,000 4,200 1,500 3,700 6,500 4,300 1,800 5,600 」	を	「 2,300 2,600 2,100 4,300 1,600 3,900 6,800 4,500 1,900 5,900 」	に、
--------------------------	----	--	---	--	----

「 (イ) 形状照合 (7) ねじ測定試験 ア 外径 イ 有効径、ピッチ又は山角 (8) 光学測定試験 」	「	”	「 3,100 1,300 1,600 」	を
---	---	---	-----------------------------------	---

「 (イ) 形状照合 (7) 光学測定試験 」	「	”	「 3,200 」	に、	「 3,400 4,400 3,000 5,200 2,600 5,200 8,500 」	を	「 3,500 4,600 3,100 5,500 2,700 5,400 8,700 」
----------------------------------	---	---	-----------------	----	---	---	---

に、	「 (9) その他試験 」	を	「 (8) その他試験 」	に、	「 2,300 3,400 」	を
----	---------------------	---	---------------------	----	--------------------------	---

「 2,400 3,600 」	に、	「 (1) 厚さ測定試験 ア 金属顕微鏡によるもの イ エックス線膜厚計によるもの (2) 強度測定試験 」	1 測定箇所 ” ”	「 2,900 2,300 3,300 」	を
--------------------------	----	---	------------------	-----------------------------------	---

「 (1) 金属顕微鏡によるもの (2) エックス線膜厚計によるもの 」	1 測定箇所 ”	「 3,000 2,400 」	に、
---	-------------	--------------------------	----

500	600
5,000	5,100
24,000	25,000
13,000	14,000
6,800	7,100
15,000	16,000
3,600	3,800
7,900	8,300
4,100	4,300
8,100	8,400
900	1,000
1,300	1,400
1,300	1,500
1,800	2,000
15,000	15,000
2,900	3,100

に、

(7) マイクロダイナミクス測定試験		
ア 顕微鏡レーザー振動計によるもの	”	4,900
イ 高速動作解析装置によるもの	”	4,100
ウ 顕微鏡熱画像装置によるもの	”	3,600

を

(7) マイクロダイナミクス測定試験	”	5,100	に、	2,900	を	3,100
				1,400		1,500
				1,400		1,500
				3,800		4,000
				2,600		2,900
				16,000		20,000

に、「1,800円以上13,000円」を「1,900円以上14,000円」に、

10,000	を	10,000	に、「5,300」を
27,000		28,000	

「5,600」に、

5,200	を	5,400
31,000		32,000
7,600		8,000
4,000		4,100
4,800		4,900
5,000		5,100
7,100		7,200
12,000		15,000

に、「24,000 (」を「31,000 (」に、「16,000)」を「19,000)」に、

<table border="1"> <tr><td>18,000</td></tr> <tr><td>7,800</td></tr> <tr><td>5,800</td></tr> <tr><td>を</td></tr> <tr><td>4,200</td></tr> <tr><td>2,800</td></tr> <tr><td>4,800</td></tr> </table>	18,000	7,800	5,800	を	4,200	2,800	4,800	<table border="1"> <tr><td>19,000</td></tr> <tr><td>9,500</td></tr> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>に、</td></tr> <tr><td>4,300</td></tr> <tr><td>3,000</td></tr> <tr><td>5,100</td></tr> </table>	19,000	9,500	6,100	に、	4,300	3,000	5,100	<table border="1"> <tr><td>コ 太陽電池モジュール測定器評価試験</td></tr> <tr><td>サ その他の試験</td></tr> </table>	コ 太陽電池モジュール測定器評価試験	サ その他の試験	<table border="1"> <tr><td>1件</td></tr> <tr><td>”</td></tr> </table>	1件	”	<table border="1"> <tr><td>18,000</td></tr> <tr><td>1,800円以上</td></tr> <tr><td>50,000円以下の範囲で知事が定める額</td></tr> </table>	18,000	1,800円以上	50,000円以下の範囲で知事が定める額																										
18,000																																																			
7,800																																																			
5,800																																																			
を																																																			
4,200																																																			
2,800																																																			
4,800																																																			
19,000																																																			
9,500																																																			
6,100																																																			
に、																																																			
4,300																																																			
3,000																																																			
5,100																																																			
コ 太陽電池モジュール測定器評価試験																																																			
サ その他の試験																																																			
1件																																																			
”																																																			
18,000																																																			
1,800円以上																																																			
50,000円以下の範囲で知事が定める額																																																			
<table border="1"> <tr><td>を</td></tr> <tr><td>コ その他の試験</td></tr> </table>	を	コ その他の試験	<table border="1"> <tr><td>”</td></tr> <tr><td>1,900円以上</td></tr> <tr><td>52,000円以下の範囲で知事が定める額</td></tr> </table>	”	1,900円以上	52,000円以下の範囲で知事が定める額	<table border="1"> <tr><td>に、</td></tr> </table>	に、																																											
を																																																			
コ その他の試験																																																			
”																																																			
1,900円以上																																																			
52,000円以下の範囲で知事が定める額																																																			
に、																																																			
<table border="1"> <tr><td>4,600</td></tr> <tr><td>3,400</td></tr> <tr><td>4,600</td></tr> <tr><td>9,600</td></tr> <tr><td>5,100</td></tr> <tr><td>5,500</td></tr> <tr><td>3,900</td></tr> <tr><td>8,200</td></tr> <tr><td>を</td></tr> <tr><td>6,500</td></tr> <tr><td>10,000</td></tr> <tr><td>7,200</td></tr> <tr><td>5,600</td></tr> <tr><td>4,100</td></tr> <tr><td>1,200</td></tr> <tr><td>2,900</td></tr> <tr><td>2,600</td></tr> <tr><td>1,400</td></tr> <tr><td>6,900</td></tr> </table>	4,600	3,400	4,600	9,600	5,100	5,500	3,900	8,200	を	6,500	10,000	7,200	5,600	4,100	1,200	2,900	2,600	1,400	6,900	<table border="1"> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>4,500</td></tr> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>11,000</td></tr> <tr><td>6,200</td></tr> <tr><td>7,800</td></tr> <tr><td>4,400</td></tr> <tr><td>10,000</td></tr> <tr><td>に、</td></tr> <tr><td>6,800</td></tr> <tr><td>10,000</td></tr> <tr><td>7,900</td></tr> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>4,200</td></tr> <tr><td>1,300</td></tr> <tr><td>3,100</td></tr> <tr><td>2,800</td></tr> <tr><td>1,800</td></tr> <tr><td>7,200</td></tr> </table>	6,100	4,500	6,100	11,000	6,200	7,800	4,400	10,000	に、	6,800	10,000	7,900	6,100	4,200	1,300	3,100	2,800	1,800	7,200	<table border="1"> <tr><td>(17) 結露サイクル試験</td></tr> <tr><td>(18) 複合サイクル試験</td></tr> <tr><td>(19) 大型恒温恒湿試験</td></tr> </table>	(17) 結露サイクル試験	(18) 複合サイクル試験	(19) 大型恒温恒湿試験	<table border="1"> <tr><td>1件(5時間までごとに1件とする。)</td></tr> <tr><td>1件(8時間までごとに1件とする。)</td></tr> <tr><td>1件(1時間までごとに1件とする。)</td></tr> </table>	1件(5時間までごとに1件とする。)	1件(8時間までごとに1件とする。)	1件(1時間までごとに1件とする。)	<table border="1"> <tr><td>4,900</td></tr> <tr><td>6,600</td></tr> <tr><td>5,800</td></tr> </table>	4,900	6,600	5,800
4,600																																																			
3,400																																																			
4,600																																																			
9,600																																																			
5,100																																																			
5,500																																																			
3,900																																																			
8,200																																																			
を																																																			
6,500																																																			
10,000																																																			
7,200																																																			
5,600																																																			
4,100																																																			
1,200																																																			
2,900																																																			
2,600																																																			
1,400																																																			
6,900																																																			
6,100																																																			
4,500																																																			
6,100																																																			
11,000																																																			
6,200																																																			
7,800																																																			
4,400																																																			
10,000																																																			
に、																																																			
6,800																																																			
10,000																																																			
7,900																																																			
6,100																																																			
4,200																																																			
1,300																																																			
3,100																																																			
2,800																																																			
1,800																																																			
7,200																																																			
(17) 結露サイクル試験																																																			
(18) 複合サイクル試験																																																			
(19) 大型恒温恒湿試験																																																			
1件(5時間までごとに1件とする。)																																																			
1件(8時間までごとに1件とする。)																																																			
1件(1時間までごとに1件とする。)																																																			
4,900																																																			
6,600																																																			
5,800																																																			
<table border="1"> <tr><td>を</td></tr> <tr><td>(17) 複合サイクル試験</td></tr> <tr><td>(18) 大型恒温恒湿試験</td></tr> </table>	を	(17) 複合サイクル試験	(18) 大型恒温恒湿試験	<table border="1"> <tr><td>1件(8時間までごとに1件とする。)</td></tr> <tr><td>1件(1時間までごとに1件とする。)</td></tr> </table>	1件(8時間までごとに1件とする。)	1件(1時間までごとに1件とする。)	<table border="1"> <tr><td>7,000</td></tr> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>に、</td></tr> </table>	7,000	6,100	に、	<table border="1"> <tr><td>1,400</td></tr> <tr><td>2,700</td></tr> <tr><td>7,000</td></tr> <tr><td>1,700</td></tr> <tr><td>2,100</td></tr> <tr><td>6,900</td></tr> <tr><td>6,000</td></tr> <tr><td>2,800</td></tr> <tr><td>10,000</td></tr> <tr><td>6,100</td></tr> <tr><td>3,400</td></tr> <tr><td>2,300</td></tr> </table>	1,400	2,700	7,000	1,700	2,100	6,900	6,000	2,800	10,000	6,100	3,400	2,300	<table border="1"> <tr><td>1,500</td></tr> <tr><td>2,800</td></tr> <tr><td>7,100</td></tr> <tr><td>1,800</td></tr> <tr><td>2,200</td></tr> <tr><td>を</td></tr> <tr><td>7,400</td></tr> <tr><td>6,500</td></tr> <tr><td>3,000</td></tr> <tr><td>10,000</td></tr> <tr><td>6,500</td></tr> <tr><td>3,700</td></tr> <tr><td>2,400</td></tr> </table>	1,500	2,800	7,100	1,800	2,200	を	7,400	6,500	3,000	10,000	6,500	3,700	2,400														
を																																																			
(17) 複合サイクル試験																																																			
(18) 大型恒温恒湿試験																																																			
1件(8時間までごとに1件とする。)																																																			
1件(1時間までごとに1件とする。)																																																			
7,000																																																			
6,100																																																			
に、																																																			
1,400																																																			
2,700																																																			
7,000																																																			
1,700																																																			
2,100																																																			
6,900																																																			
6,000																																																			
2,800																																																			
10,000																																																			
6,100																																																			
3,400																																																			
2,300																																																			
1,500																																																			
2,800																																																			
7,100																																																			
1,800																																																			
2,200																																																			
を																																																			
7,400																																																			
6,500																																																			
3,000																																																			
10,000																																																			
6,500																																																			
3,700																																																			
2,400																																																			

に、「46,000」を「49,000」に、「26,000)」を「28,000)」に、「16,000 (」を「17,000 (」に、「12,000)」を「13,000)」に、

「	22,000	」	を	「	24,000	」	に、「27,000)」を「28,000)」に、「14,000 (」を「15,000 (」に、「9,700)を「10,000)」
「	7,600	」	を	「	8,300	」	に改め、同表の食品の項中
「	17,000	」		「	18,000	」	
「	27,000	」		「	28,000	」	
「	5,200	」		「	5,500	」	
「	6,300	」		「	6,700	」	
「	7,000	」		「	7,300	」	
「	5,900	」		「	6,300	」	
「	6,200	」		「	6,500	」	
「	6,300	」		「	6,700	」	
「	4,200	」		「	5,000	」	
「	7,800	」		「	8,500	」	
							「
							700
							1,800
							4,700
							3,000
							2,200
							2,400
							7,300
							4,000
							4,300
							700
							5,200
							5,500

「	800	」		「	2,300	」	を
「	1,900	」		「	1,800	」	
「	5,200	」		「		」	
「	3,100	」		「		」	
「	2,400	」		「		」	
「	2,600	」	に、	「	ア 加工食品	」	1 件 1 成分
「	7,500	」		「	イ ア以外のもの	」	”
「	4,200	」		「		」	
「	4,500	」		「		」	
「	700	」		「		」	
「	5,500	」		「		」	
「	5,800	」		「		」	

「	ア 赤外分光光度計システムによるもの	」	”	「	11,000	」	に、	「	3,400	」	を	「	3,600	」
「	イ ア以外のもの	」	1 件 1 成分	「	2,000	」		「		」		「		」

に、「1,500円以上16,000円」を「1,600円以上17,000円」に、「6,900円以上10,000円」を「7,300円以上11,000円」に、「4,800円以上9,100円」

を「5,000円以上9,400円」に、	9,200	を	9,800	に、「30,000(」を「32,000(」に、「30,000円」を
	8,200		8,500	
	5,000		5,300	
	5,500		5,800	
	7,900		8,300	
	23,000		24,000	
	1,500		1,600	
	2,500		2,600	
	7,800		8,300	
	33,000		34,000	
500	500			
17,000	18,000			

「32,000円」に、「3,200円」を「3,300円」に、	24,000	を	25,000	に、「19,000円」を「20,000円」に改め、
	28,000		30,000	
	14,000		15,000	
	26,000		28,000	

同表の化学等の項中	16,000	を	17,000	に、	32,000	を	33,000
	8,500		8,900		10,000		10,000

に、「3,300円」を「3,400円」に、	(ア) 比熱測定	1件	14,000	を
	(イ) (ア)以外の測定	〃	6,900	

「	(ア) 比熱測定 (イ) 熱重量・示差熱分析 及び示差走査熱量測定 a アルミニウム容器 を使用する場合 b アルミニウム容器 を使用しない場合 (ウ) 熱機械分析	1件	15,000	に、	11,000	を	12,000
		7,200	30,000		27,000		
		9,400	38,000		31,000		
		8,000	34,000		27,000		
		50,000	50,000		52,000		
		47,000	47,000		48,000		
		12,000	12,000		13,000		
		14,000	14,000		15,000		
		19,000	19,000		20,000		

に、	「	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合			
		(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	16,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額	
		(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	16,000	
		b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合			
		(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	26,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額	
		(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	26,000	
		(イ) 個別成分測定			
		a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合			
		(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	1件1成分	3,400円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額	を
		(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	3,400	
		b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合			
		(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	〃	4,700円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額	
		(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	4,700	
		(ウ) 面分析			
(a) アルゴンイオンエッチングを要する場合	1件(5元素までごとに1件とする。)	24,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額			
(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合		24,000			
	」				

「	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合	”	17,000	に、	「	を	「		
	b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合	”	26,000					65,000	67,000
	(イ) 個別成分測定							102,000	105,000
	a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合	”	3,500					83,000	86,000
	b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合	”	4,900					127,000	131,000
	(ウ) 面分析	”	25,000						
	」							」	」

に、	6,000	を	6,400	に、「1,800円を」を「1,900円を」に、「1,700円以上3,000円」を「1,800円
	16,000		17,000	
	32,000		33,000	
	10,000		11,000	
	2,500		2,600	
	9,000		9,400	
	3,600		3,800	
	3,400		3,600	
	11,000		11,000	
	36,000		37,000	
	16,000		17,000	
	15,000		15,000	
	15,000		16,000	
	17,000		17,000	
4,600	4,800			
8,000	8,300			
10,000	11,000			
7,000	7,500			

以上3,100円」に、「4,400円以上4,900円」を「4,600円以上5,200円」に、	2,200	を	2,300	に、「1,100
	4,200		4,400	
	1,900		2,000	
	3,800		4,000	
	2,500		2,700	
	1,100		1,100	
	600		700	
	600		600	
	5,400		5,700	

円」を「1,200円」に、	「 800 1,500 2,100 1,500 1,500 3,000 1,800 2,500 」	を	「 900 1,600 2,200 1,500 1,500 3,100 1,900 2,600 」	に、			
	「 (5) 風速 (6) 水素イオン濃度 (7) 粘弾性 (8) 粒度分布 」	「 " " " " 」	「 1,000 800 14,000 」	を			
	「 (5) 水素イオン濃度 (6) 粘弾性 (7) 粒度分布 」	「 " " " 」	「 900 15,000 」	に、	「 12,000 8,500 」	を	「 12,000 8,900 」
に、	「 (9) 腐食性 (10) 微粒子粒度分布 (11) 放射線量 」	「 " " " 」	「 11,000 1,600 」	を			
	「 (8) 腐食性 (9) 微粒子粒度分布 (10) 放射線量 」	「 " " " 」	「 11,000 1,700 」	に、	「 3,000 3,000 」	を	「 3,200 3,200 」
に、	「 (12) 比表面積 」	を	「 (11) 比表面積 」	に、	「 8,800 10,000 」	を	
	「 9,300 11,000 」	に、	「 (13) 細孔径分布 」	を	「 (12) 細孔径分布 」	に、	
	「 21,000 」	を	「 22,000 」	に、	「 (14) ガス化学吸着量 」	を	「 29,000 」
を	「 (13) ガス化学吸着量 」	を	「 30,000 」	に、「(15)を「(14)に、	「 8,900 」	を	
	「 9,300 」	に、「(16)を「(15)に、	「 1,300 2,700 1,900 2,100 700 1,900 」	を	「 1,400 2,800 2,000 2,200 800 2,000 」	に、「4,400(」を「4,600(」に、	

「4,400円を」を「4,600円を」に、	「	2,500	を	「	2,600	に、
		2,400			2,500	
		1,900			2,000	
		1,900			2,000	
		3,600			3,800	
		3,300			3,400	

「	(6) 筋電図測定	「	を	「	
	ア ワイヤレス筋電計によるもの				2,400
	イ ア以外の筋電計によるもの				2,000

「	(6) 筋電図測定	「	に、	「	1,800	を	「	1,900
					2,200			2,300

に、	「	(9) 音質評価試験	「	を	2,900
		(10) 床反力測定			2,500
		(11) 動作計測			2,000
		ア 二次元計測による場合			
		イ 三次元計測による場合			3,300
		(12) 眼球運動測定			1,900
(13) 指接触力測定	1,300				

「	(9) 音質評価試験	「	に改め、同表の試料前処理の項中	「	1,900
					3,000

を	「	に改め、同表の成績表作成の項中	「	1,800	を	「	1,900	に改め、同表の成
				2,000			3,900	

績表謄本又は証明書の項中	「	600	を	「	700	に改め、同表の備考の1中「繊維の項の2の(2)」を「織

繊維の項の2に、「1,100円」を「1,200円」に改め、同備考の2中「機械金属の項の1の(7)のアの(イ)及びイ」を「機械金属の項の1の(7)」に、「同(イ)」を「同(7)のア」に、「3,000円」を「3,100円」に、「同イ」を「同(7)のイ」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同備考の4中「7,600円」を「7,900円」に改め、同備考の5中「機械金属の項の2の(6)のイ」を「機械金属の項の2の(5)のイ」に改め、同備考の6中「機械金属の項の2の(8)のウの(ア)」を「機械金属の項の2の(7)のウの(ア)」に、「7,800円」を「8,000円」に、「5,900円」を「6,100円」に改め、同備考の7中「機械金属の項の2の(8)のウの(イ)」を「機械金属の項の2の(7)のウの(イ)」に、「7,000円」を「7,200円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「7,800円」を「8,000円」に改め、同備考の8中「機械金属の項の2の(9)のア」を「機械金属の項の2の(8)のア」に、「7,100円」を「7,300円」に改め、同備考の9中「及びウ」を削り、「12,000円」を「12,000円、同(3)のウにあっては13,000円」に改め、同備考の10中「300円」を「400円」に改め、同備考の11中「300円」を「400円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同備考の12中「2,300円」を「2,400円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「5,800円」を「5,900円」に改め、同備考の13中「2,900円」を「3,100円」に改め、同備考の14中「4,500円」を「6,000円」に、「は900円」を「は1,000円」に、「2,600円」を「2,700円」に改め、同備考の15中「5,600円、同(13)」を「7,900円、同(13)」に、「2,100円」を「2,200円」に、「1,900円」を「2,100円」に、「5,600円、同(19)」を「5,900円、同(19)」に、「1,600円」を「1,800円」に、「4,700円」を「4,900円」に改め、同備考の18中「25,000円」を「27,000円」に改め、同備考の19中「5,400円、同アの(ウ) aにあっては7,500円、同(ウ)のbの(a)にあっては7,500円、同bの(b)にあっては11,000円」を「5,700円、同アの(ウ)のaにあっては7,900円、同(ウ)のbの(a)にあっては7,800円、同bの(b)にあっては12,000円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「25,000円、同コの(ア)のaの(a)に

あつては8,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同aの(b)にあつては8,000円、同(ア)のbの(a)にあつては16,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同bの(b)にあつては16,000円、同コの(ウ)のaにあつては13,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,400円を加算した額、同(ウ)のbにあつては13,000円を「26,000円、同コの(ア)のaにあつては8,300円、同(ア)のbにあつては17,000円、同コの(ウ)にあつては14,000円」に、「37,000円」を「39,000円」に、「63,000円」を「65,000円」に、「49,000円」を「50,000円」に、「82,000円」を「84,000円」に改め、同備考の20中「4,900円」を「5,200円」に、「6,500円」を「6,800円」に、「8,200円」を「8,400円」に改め、同備考の21中「化学等の項の4の(16)の(イ)」を「化学等の項の4の(15)の(イ)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第29号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の2の見出しを「(卒業)」に改め、同条中「卒業証書」の次に「及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2に規定する専門士の称号」を加える。

第22条第2号中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第24条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「卒業証書及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2に規定する専門士の称号」とあるのは、「卒業証書」と読み替えるものとする。

別表の1中

農業経営学	講義	1	15		
-------	----	---	----	--	--

を

農業経営学	講義			1	15
-------	----	--	--	---	----

に、

「

4	120
---	-----

を

4.5	135
-----	-----

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野県農業大学校管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

農業技術課

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第30号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則（昭和53年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(卒業)」に改め、同条中「卒業証書」の次に「及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2に規定する専門士の称号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の長野県林業大学校管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

信州の木活用課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第31号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号のイ中「を専用」を「、補助競技場又は多目的広場を専用」に改める。

第12条第1項中「別表第2の6の備考の2及び同表の8の備考の4」を「別表第2の8の備考の2及び同表の10の備考の4」に改める。

第13条第3号中「総合球技場」を「陸上競技場のグラウンドを入場料を徴収して利用する場合（アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合を除く。）又は総合球技場」に改める。

第16条第2項中「長野県風越公園及び」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

別表第1の1の(6)中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

別表第2の補助競技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場の項中「相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場」を「多目的広場、弓道場、相撲競技場、多目的運動場又は庭球競技場」に改める。

別表第4の1の(1)の拡声装置の項及び大型映像装置の項を次のように改める。

拡声装置		1式 1回について	2,600円
大型映像装置	陸上競技場	1式 1時間までごとに	3,100円
	総合球技場	1式 1時間までごとに	6,400円

別表第4の2の陸上競技場の項及び長野県松本平広域公園庭球競技場の項を次のように改める。

陸上競技場	1時間までごとに	1,000ルクス点灯	16,300円
		750ルクス点灯	12,300円
		500ルクス点灯	8,200円
		200ルクス点灯	3,300円
		100ルクス点灯	1,700円

別表第4の2の多目的運動場の項の次に次のように加える。

庭球競技場	1コート1時間までごとに	200円
-------	--------------	------

別表第4の3の宿泊施設の項を削り、同表の4の条例別表第2の10の(1)に定める施設以外のスポーツ施設等の項中「別表第2の10の(1)」を「別表第2の12の(1)」に改める。

別表第5の陸上競技場の項から多目的運動場の項までを次のように改める。

陸上競技場	午前8時30分から午後9時30分まで
補助競技場	午前8時30分から午後5時30分まで
多目的広場	午前8時30分から午後5時30分まで
弓道場	午前8時30分から午後5時（射場にあつては、4月1日から10月31日までの間は午後8時）まで
相撲競技場	午前8時30分から午後5時まで
多目的運動場	午前8時30分から午後9時まで
庭球競技場	午前8時30分から午後9時30分まで

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる審査又は確認」を「地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上である建築物の計画に係る法第6条第4項に規定する審査若しくは確認又は法第18条第3項に規定する審査」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第37条第1項及び第2項中「(52)、(53)及び(57)から(62)」を「(53)、(54)及び(58)から(63)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則第2条の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）がされた建築物に係る審査について適用し、同日前に確認申請等がされた建築物に係る審査については、なお従前の例による。

建築住宅課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）別表の3に掲げる手数料（県立の中学校及び高等学校の卒業生又は修了生についての証明事務に係る手数料に限る。）並びに同表の5の(3)及び(6)並びに同表の6の(6)及び(16)から(20)までに掲げる手数料を除く。）

(2) 別表の2の(2)に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）別表第1の1から2まで、同表の3の3、同表の4の(1)、同表の6の(9)から(12)まで、同表の6の2、同表の7の(1)から(3)まで及び(5)、同表の11、同表の12、同表の14、同表の16、同表の27の2、同表の30の(5)、同表の33の(30)、同表の34から37まで、同表の45から49まで、同表の51から55まで、同表の57から59の2まで、同表の61、同表の62の(1)、(2)及び(6)から(8)まで、同表の63から64の2まで、同表の66の(3)、同表の67の(3)、同表の68、同表の70の(1)及び(3)から(7)まで、同表の71から72の2まで、同表の74並びに同表の74の4から74の7までに規定する手数料に限る。）

第2条第2項第4号中「別表の2の(7)」を「別表の2の(4)」に改め、同項第5号中「別表の2の(11)」を「別表の2の(5)」に改め、同項第6号中「別表の2の(12)」を「別表の2の(6)」に改め、同項第7号中「別表の2の(14)」を「別表の2の(7)」に改め、同項第8号中「別表の2の(22)」を「別表の2の(8)」に改め、「(入学審査料に限る。)」を削り、同項に次の各号を加える。

(9) 別表の2の(9)に掲げる手数料

(10) 別表の2の(10)に掲げる手数料

(11) 別表の2の(11)に掲げる手数料

(12) 別表の2の(13)に掲げる手数料

(13) 別表の2の(14)に掲げる手数料

(14) 別表の2の(15)に掲げる手数料

(15) 別表の2の(16)に掲げる手数料

(16) 別表の2の(18)に掲げる手数料

- (17) 別表の2の(19)に掲げる手数料
(18) 別表の2の(20)に掲げる手数料
(19) 別表の2の(21)に掲げる手数料(入学審査料に限る。)
(20) 別表の2の(23)に掲げる手数料

第2条第3項第1号中「別表の2」を「別表の2の(2)から(5)まで」に改め、「及び同項第3号に掲げる手数料」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「、同項第2号に掲げる手数料(長野県手数料徴収条例別表第1の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料を除く。)」及び同項第4号から第8号」を「並びに同項第2号及び第4号から第20号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

- (3) 前項第1号に掲げる手数料(長野県証明事務手数料徴収条例別表の2の(1)に掲げる手数料に限る。)及び同項第3号に掲げる手数料 第1号又は前号に定める場合

別表の2の(2)中「及び同表の74の2」を「、同表の74の2及び同表の74の3」に改め、同2の(4)を削り、同2の(5)を同2の(4)とし、同2の(6)から(14)までを1ずつ繰り上げ、同2の(15)中「入学料及び」を削り、同(15)を同2の(14)とし、同2の(16)から(25)までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第21条第7項第1号及び第4号中「及び教育機器の整備活用」を「、教育機器の整備活用及び遠隔教育」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第3条を削る。

第4条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ)」に改め、同条第2項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 条例第7条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等及び当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置のほか、教育委員会等が別に定める書面等及び措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会聴聞規則（平成6年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第15条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段）」を「第15条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

教育政策課

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則

教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中 「 毎年9月20日 」 を 「 令和9年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の9月20日 」 に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

長野県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和63年長野県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中 「長野市立大岡小学校
下水内郡栄村立栄小学校」 を

「長野市立大岡小学校」 に、

「木曾郡木曾町立開田中学校
木曾郡王滝村立王滝中学校」 を

「木曾郡王滝村立王滝中学校」 に、

「下水内郡栄村立栄中学校
大町市立美麻小中学校
大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。）」 を

「大町市立美麻小中学校
大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。）
下水内郡栄村立さかえ小中学校」 に改め、同表の4級の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

義務教育課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県小諸商業高等学校の項及び長野県小諸高等学校の項を次のように改める。

長野県小諸義塾高等学校	普通科 ビジネス科 音楽科	商業科	
-------------	---------------------	-----	--

別表第1の長野県岡谷工業高等学校の項中 「電気科」 を 「機械工学科
電気科
電気工学科」 に改め、同

表の長野県上伊那農業高等学校の項中 「コミュニティデザイン科」 を 「コミュニティデザイン科
つくるマネジメント科
流通マネジメント科
くらしマネジメント科」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 令和8年3月31日において長野県小諸商業高等学校又は長野県小諸高等学校に在学する生徒で所定の課程を修了していないものは、同年4月1日において長野県小諸義塾高等学校に転学するものとする。この場合において、第25条から第26条の2までの規定による手続を経ることを要しない。

高校教育課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則(昭和52年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「授業料の」を「授業料又は受講料の」に改め、「(以下「授業料月額」という。)」を削り、同条第2項中「授業料月額」を「授業料の年額の12分の1に相当する額(以下この項及び第9条において「授業料月額」という。)」に改める。

第5条第1項中「の減免」を「又は受講料の減免」に、「授業料減免申請書」を「授業料(受講料)減免申請書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める場合には、当該書類を添えることを要しない。

第5条第1項第1号中「授業料減免に関する調書」を「授業料(受講料)減免に関する調書」に改める。

第6条第1項中「授業料減免承認(不承認)通知書」を「授業料(受講料)減免承認(不承認)通知書」に改める。

第7条中「の減免」を「又は受講料の減免」に、「授業料減免理由消滅届」を「授業料(受講料)減免理由消滅届」に改める。

第8条第1項中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同条第3項及び第4項中「授業料」の次に「若しくは受講料」を加える。

様式第1号中「授業料減免申請書」を「授業料(受講料)減免申請書」に、「授業料を」を「授業料(受講料)を」に、「の免除」を「(受講料)の免除」に改める。

様式第2号中「授業料減免に関する調書」を「授業料(受講料)減免に関する調書」に改める。

様式第4号中「授業料減免承認(不承認)通知書」を「授業料(受講料)減免承認(不承認)通知書」に、「の減免」を「(受講料)の減免」に改める。

様式第6号中「授業料減免事由消滅届」を「授業料(受講料)減免理由消滅届」に、「減免事由が」を「(受講料)の減免を必要とする理由が」に、「減免事由消滅年月日」を「減免理由消滅年月日」に、「の事由」を「の理由」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高校教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

長野養護学校	長野支援学校
諏訪養護学校	諏訪支援学校
伊那養護学校	伊那支援学校
松本養護学校	松本支援学校
上田養護学校	上田支援学校
飯田養護学校	飯田支援学校
安曇養護学校	安曇支援学校
小諸養護学校	小諸支援学校
飯山養護学校	飯山支援学校
木曾養護学校	木曾支援学校
稲荷山養護学校	稲荷山支援学校
花田養護学校	花田支援学校
若槻養護学校	若槻支援学校
寿台養護学校	寿台支援学校

を

に改め、別表第2中

松本養護学校	松本養護学校信濃学園分室	を
--------	--------------	---

松本支援学校	松本支援学校信濃学園分室	に改める。
--------	--------------	-------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

特別支援教育課